第五十六条の五第三項中「ときには」を「ときは」に、「すべての非同時決済取引」を「非同時決済取引の全て」に改める。

第七十一条第一項中「（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）」を削る。

第七十七条第二項中「保有期間が、」を「保有期間及び」に、「からハまで」を「からニまで」に、「上回る場合」を「上回る場合には」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　最低保有期間は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

イ　レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。）　五営業日

ロ　その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。以下同じ。）のうち担保額調整に服しているもの（ニに該当するものを除く。）　十営業日

ハ　イ及びロに該当しない適格金融資産担保付取引　二十営業日

ニ　流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット　二十営業日

第七十七条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　前号の規定にかかわらず、算出基準日を含む四半期の前の直近の連続する二の四半期の間に、同号イからニまでに掲げるいずれかの取引について、担保額調整に係る係争により、同号の最低保有期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じたときは、次の連続する二の四半期の間は、当該取引については、最低保有期間の少なくとも二倍以上の期間を最低保有期間とみなす。

第八十四条に次の一項を加える。

5　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合は、前項の規定にかかわらず、第七十七条第二項第一号ニ及び第一号の二の規定により算出する最低保有期間を適用する取引については、第三項第二号に定める保有期間には当該最低保有期間を適用しなければならない。

第九十九条第二号中「4－2以上の信用リスク区分に対応する」を削る。

第百二条中「を自己資本から控除しなければならない」を「について第六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない」に改める。

第百四条中「準用して取り扱わなければならない」を「準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない」に改める。

第百二十五条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「信用リスク・アセットの額の合計額に」を「第百二十九条第一号及び第二号に掲げる額の合計額に」に改め、同条第二項中「基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の五パーセントを乗じて得た額」を「総自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額」に改める。

第百二十六条中「第百三十条第三項及び第五項に基づき」を「第百三十条第四項及び第六項の規定により」に改める。

第百二十七条第一項中「第百三十条第三項及び第五項」を「第百三十条第四項及び第六項の規定」に改め、同条第二項中「第百三十条第三項」を「第百三十条第四項」に改め、同条第三項中「第百三十条第五項」を「第百三十条第六項」に改める。

第百二十九条第一号中「含む。）」の下に「、第百四十三条第一項第二号に掲げるＰＤ／ＬＧＤ方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百五十五条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額」を加え、同条第二号中「第二十五条」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を、「において、」の下に「同条中」を加え、同条に次の一号を加える。

三　第六章の二に定めるところにより算出したＣＶＡリスク相当額

第百三十条第二項中「前項第三号」を「前項の規定にかかわらず、同項第三号」に改め、同条第七項中「において、」の下に「同条中」を加え、「第百三十条第六項により読み替え後の第百十三条」を「第百三十条第七項において読み替えて準用する第百十三条」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合に、大規模規制金融機関等向けエクスポージャー（中堅中小企業向けエクスポージャーに該当するものを含む。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、前二項の規定にかかわらず、第一項第三号又は前項に定める相関係数に代えて、これらの規定に定める相関係数に一・二五を乗じて得た値を、それぞれ相関係数として用いるものとする。

第百三十一条第一項中「（基礎的内部格付手法を採用した場合は、第九十九条各号に掲げるもの又は4－2以上の信用リスク区分に対応するＰＤに相当するＰＤが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。）」を削る。

第百三十一条の二第二項第三号中「（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）」を削り、「同条第六項」を「保険業法第二条第六項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項第四号中「第百三十条第一項第三号、同条第二項又は第四項に規定する」を「第百三十条に定める」に改める。

第百三十五条に次の一項を加える。

8　前各項の規定にかかわらず、第六章の二第三節に定める先進的リスク測定方式によりＣＶＡリスク相当額を算出する場合において、第二百四十九条の承認を受けて用いる内部モデルにより格付遷移リスクを計測しているときは、派生商品取引のマチュリティについて一年を上限とすることができる。

第百四十三条第九項中「定める」を「掲げる」に改め、同条第十二項ただし書を削る。

第百五十条第一項中「（農林中央金庫が基礎的内部格付手法を採用した場合、第九十九条各号に掲げるもの又は4－2以上の信用リスク区分に対応するＰＤに相当するＰＤが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）」を削り、同条第二項中「（農林中央金庫が基礎的内部格付手法を採用した場合、デフォルト・リスクについては、第九十九条各号に掲げるもの又は4－2以上の信用リスク区分に対応するＰＤに相当するＰＤが割り当てられた内部格付を付与されたものに限る。）」を削る。

第百五十四条の二第二項各号列記以外の部分中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　反対取引の約定決済日の五営業日以後は、当該非同時決済取引の約定額（当該非同時決済取引の再構築コストが零を上回る場合には当該約定額及び再構築コストの合計額）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

第百五十四条の二第三項第一号及び第二号中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改め、同項第三号中「すべての非同時決済取引」を「非同時決済取引の全て」に改め、同条第四項中「当該取引」を「当該非同時決済取引」に改める。

第百五十五条第二項中「第百三十条、第百三十六条から第百三十八条まで、第百四十三条、第百四十四条」を「第百三十条から前条まで」に改める。

第五章第三節第八款中第百五十五条の次に次の二条を加える。

（重要な出資のエクスポージャー）

第百五十五条の二　農林中央金庫が内部格付手法を採用した場合にあっては、第百三十条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（ＥＡＤ）に千二百五十パーセントを乗じた額とする。